

Title	一九一四年の七月危機における独逸関係
Sub Title	Deutschland und Osterreich-Ungarn in der Julikrise 1914
Author	米田, 治(Yoneda, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.4 (1968. 3) ,p.33(593)- 66(626)
JaLC DOI	
Abstract	Die vorliegenden Arbeit beschäftigt sich mit einem Teilaspekt des Verhältnis zwischen Deutschland und Osterreich-Ungarn in der Julikrise 1914. Die Gmndthema liegt klar zutage in der Diskussion, die Fritz Fischer mit seinem kenntnis-und quellenreichen Buch " Griff nach der Weltmacht" einleitet, besonders in der Diskussion um Julikrise 1914 zwischen Fischer und Gerhard Ritter. Gegen Fischers These, daß Osterreich-Ungarn nur unter deutschem "Druck" den Krieg an Serbien gefiihrt hatte, will G. Ritter beweisen, daß es handelt sich um einer "dringenden Rat" ohne Spur von Spur Drohung. In dieser Darstellung soil-unter dem Gesichtspunkte der Problematik "entweder Druckes oder dringendes Rates"-versucht werden, die Unterredungen der deutschen politischen Fuhrungs-spitzen mit Hoyos-Mission am 5. u. 6. Juli zu erhellen und damit einen Beitrag zur in den mehrern Jahren so erbittet umkampfte und bestrittene Kriegsschuldfrage des Ersten Weltkrieges zu geben. Dabei steht die Versicherung, Deutschland werde auch im Fall eines Krieges mit Russland hinter Osterreich-Ungarn, fall Osterreich-Ungarn gegen Serbien losschlagen werde, d. h. der deutsche "Blancoscheck" im Mittelpunkte der Untersuchung.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680300-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九一四年の七月危機における独逸關係

米 田 治

一、問題の提起

一九六一年フリッツ・フィッシャーが出版した「世界強国への挑戦⁽¹⁾」がドイツの内外に多大の反響を惹起し、それがフィッシャー論争とよばれる大論争へと発展して行つたことは周知の事実⁽¹⁾に属する。この論争には多数のドイツの歴史家のみならずドイツ以外の国々の歴史家も加つたという意味において近來稀に見る大論争であつたが、ドイツ以外の国々の歴史家の大多数が―共産圏の国々の歴史家であると非共産圏の国々の歴史家とを問わず―フィッシャーのテーゼに好意的乃至肯定的態度であつたのに反し、これに参加したドイツの歴史家の殆んど大多数は、フィッシャーの周囲の極く少数の歴史家を除き、厳しく敵対的乃至否定的態度を取つたことが奇妙なコントラストをなしていた。このことはドイツの歴史学界の現況のみならず、現在のドイツの國際的状况、政治的社会的狀況の一断面を鮮かに示すものと言ひ得るかもしれない、又何よりもドイツ歴史学の伝統のあまりにもドイツ的な特徴を表現するものと言ひ得るかもしれない。そのことをテーマとした一つの研究書を形づくることすら可能であろう。しかしそれは当面の問題ではない⁽²⁾。

フィッシャーの著書の主題はその著書の副題が示す如く「一九一四年―一八八一年における帝制ドイツの戦争目的政策」であつた。そしてその中心に一九一四年九月九日に起草せられた、帝国宰相ベートマン・ホルヴェークのいわゆる九月綱領(September Programm)があり、それはドイツのヨーロッパにおける軍事的政治的經濟的覇權の確立を保證する計画で

あり、その頂点にドイツの覇権確立とその国際的紛飾としての「中欧」(Mitteleuropa) 構想があつた。フィッシャーの主張によればこの九月綱領を基盤とした第一次大戦中におけるドイツの戦争目的は―戦局の推移につれて多少ニュアンスに変化はあつたが―驚くべき程の首尾一貫性で以つて貫徹されていたのである。

フィッシャーはこの戦争目的の一貫性の論証をより確固なものと動機づけ、正しい歴史的パースペクティヴの下に位置づけようとの意図から、第一次大戦におけるドイツの戦争目的を取扱つた本論の前に序論的に取扱われている二つの章を置いた。それが大戦中の戦争目的の背景としてのヴィルヘルム二世時代の世界政策に関する章⁽³⁾及び、一九一四年の七月危機におけるドイツの政策に関する章⁽⁴⁾なのである。今ここで問題として取上げようとする一九一四年の七月危機における独逸關係がフィッシャー論争の重要な一要素として登場するのは、以上の様な關係においてである。

この七月危機をめぐるドイツの政策についてのフィッシャーの主張は、彼の愛弟子ガイスの表現によれば、「この様なドイツの世界政策を背景において見ると、一九一四年の七月危機におけるドイツの政策は、サライエヴォ事件の好機を捉えて逃さず、不可避と考えられていた三国同盟と三国協商の対決をドイツにとつて軍事的に有利な時点において惹き起そうとの試みとして、正に自明のこととして立現れるのである。」⁽⁵⁾このことを現在のテーマである七月危機における独逸關係に即して言うなら、「ドイツはオーストリア・ハンガリーに、即刻対セルビア軍事行動をなすよう強要した」⁽⁶⁾のであり、その場合「ドイツがヨーロッパ戦争を意識していたことは……明らかなのである。」⁽⁷⁾フィッシャーのこの主張を彼の最大の論敵ゲルハルト・リッター (Gerhard Ritter) は、「独逸關係は、オーストリア・ハンガリーが根本的に平和を志向して居り、たゞベルリン政府の鋭い圧力を通じてのみオーストリア・ハンガリー政府は戦争へ突入させられたのだというようにフィッシャーにおいては描かれている」⁽⁸⁾と述べている。何れにせよ七月危機に関してフィッシャーはウィーン政府の対セルビア宣戦布告はドイツの圧力によつて行われたと主張するのである。

フィッシャー論争においてフィッシャーの論敵となつたドイツ正統派の歴史家は多数に上る。しかしその学問的名声においても、論争での執拗さにおいても又その主張の対立性においても彼の最大の論敵はゲルハルト・リッターであつた。そして又リッターがフィッシャーの著書の序論的な二つの章の論旨に主として反論を加えている点を考慮するならば、現在の「七月危機における独逸關係」の問題におけるフィッシャーの論敵の代表的人物として彼を取上げることが妥当であらう。

七月危機についてリッターはフィッシャーに次の如く反論している、「……しかしそのことはすべて一九一四年の七月危機におけるドイツ政府の政策がセルビアに対するウィーン政府の急速な軍事行動をドイツが繰返し強く迫つたにも拘らず根本的には防衛的なものであつて攻撃的なものでなかつたことを少しも変えるものではない、何故ならドイツ政府はこのセルビア戦争をスラヴ系諸国の征服に対する攻撃行動ではなく、生命を脅かす危険に対する防衛として……理解していたから」。⁽⁹⁾「……だがセルビアに対する復讐へのイニシアティブを半ば強制的にベルリン政府によつてウィーン政府に取らせたと言ふことはできない。ウィーン政府が支持を求めたのであつてその逆ではなかつた。そしてもしフィッシャーがこの決定的な数週間における、不幸な結末を生み出した、安易で明確な方針もなく、不具化していたウィーン政府の外交に対する責任を、ウィーン政府の代りにドイツ政府におしつけるならば、それは正に事態の経過を逆にするものである」。⁽¹⁰⁾このリッターの七月危機についての主張は、ドイツ政府のウィーン政府に対する要求は、彼の表現をそのまま用いるなら、「緊急の勧告であつて圧力ではない」⁽¹¹⁾というのである。以上両者の独逸關係における対立点は「圧力」か「緊急の勧告」かに帰着する。

次に両者の以上の主張を理由づけている根拠を見ると、フィッシャーは次のような諸点において行つてゐる。即ち(1)七月五、六日の両日に行われた獨逸のホヨス委員会(Hoyos-Mission)と獨逸政府首脳部との会談において、獨逸政府は獨逸の

代表に無条件支持の約束、即ち白紙委任的支持 (Blancoscheck) の約束をあたえた、(2) 奥国政府の態度が対セルビア強硬政策へと転換した後七月七日以降、奥国の対セルビア最後通牒作成過程においても独政府は奥国政府と密接な連絡を取り、セルビア政府をして受諾不可能ならしめるような強硬な要求を盛つた最後通牒を奥国政府が作成するよう圧力をかけた、(3) ドイツ軍部の戦争準備は既に完了して居り、この完了の確認を軍首脳部からヴィルヘルム二世は七月五・六日において得ている、それ故ヴィルヘルム二世の北海旅行の継続も、参謀総長モルトケ、参謀次長ヴァルデーゼーの賜暇休暇による保養地での滞在⁽¹²⁾も犠装工作でしかない。

それに対するリッターの主張は次の如くである。(1) フイツシャーの主張はドイツ政府のウィーン政府への圧力についての動機を明らかにし得ない、即ちこの危機の数週間独政府首脳部は不断に増大し且つ重苦しくなり行く圧倒的な憂慮と懸念の下にあり、フィツシャーが述べているような、未来への見通しを得、何らかの戦争への意欲と勝利の確信を見出すことは彼らにとつて不可能であつた、⁽¹³⁾(2) 七月五・六日における無条件的支持約束についての若干の事実認識上の反論⁽¹⁴⁾及び最後通牒作成過程でのドイツの圧力についての反論、⁽¹⁵⁾(3) 軍部の戦争準備完了の確言に関しても、フィツシャーは「出来上つている」(fertigt) とか「準備がなされてゐる」(bereit) という言葉を強調することによつて、予断を以つて事実を解釈し過ぎている。⁽¹⁶⁾

両者の主張のこれらの根拠を検討して行くと、「圧力」又は「緊急の勧告」についての主張の主たる根拠に係わるものは、フィツシャーの場合は無条件支持約束及び最後通牒作成過程における独政府のウィーン政府への態度そのものである、リッターの「勧告」の場合は独政府首脳部における心理的要素、即ち彼らにおける圧倒的憂慮の念と戦争意欲及び勝利の確信の不可能性である。しかし動機とか心理的要素とかは客観的な行為そのものを説明するための補足的第二義的な要素にすぎない、何故ならそれはある行為が事実としてなされたことを少しも否定するものではないから。それ故「実

際には単なる動機という第二義的な問題について論議が行われているのに、あたかもフィッシャーが事実という第一義的な問題において誤りを犯したかのように、フィッシャーに対する憤激をリッターが前面に押し出しているのは何故であろうか⁽¹⁷⁾とガイスが述べているのも以上の如き意味においてであろう。このことはフィッシャーの行為を重んずる客観主義、公文書第一主義に対するリッターの動機を重んずる心理主義、メモアール、日記等の個人的記録により大なる価値を置こうとする方法そのものの対立でもあろう⁽¹⁸⁾。勿論フィッシャーの側にも「圧力」についての動機づけがなされていないわけでもない⁽¹⁹⁾。しかし元來動機とか内面的心理とかは第二義的であるばかりでなく、曖昧で多様な解釈の余地を残すものではないか。それ故「圧力」が「緊急の勧告」かの根本的に重大な問題を動機的心理的要素で以つて確定しようとすることは出来るだけ避けねばならない。そして事実決定—それが事実として客観的に為されたものであるかどうかを決定すること—の場においてそれを確定すべきである。

軍部の戦争準備完了の問題、これは事実決定の問題としては両者は一致している。たゞフィッシャーはこの事実をドイツの世界政策という背景、ドイツのウィーン政府への無条件支持約束という行為と関連させて準備完了を強調するに反して、リッターは戦争準備完了をドイツ政府及び軍部首脳部の動機、心理と関連づけることによつてこの事実を強調することをしないというだけのことである。それ故戦争準備完了という事実はそれ自身としては「圧力」か「勧告」かの根本問題の決定的事実ではなく、むしろ補足的第二義的なものであり、偽装の問題も同様である。それ故ドイツ軍部の戦争完了問題はこゝでは取上げることをしてしないでおう。

最後通牒作成過程におけるベルリン政府のウィーン政府への態度の問題、それは事実決定の問題である。そしてそれは「圧力」か「勧告」かの根本問題を決定するに重要であるように思われる。そしてこの点についてのリッターの主張は驚くべき程貧弱且つ根拠に乏しいものであり、説得力を持たない⁽²⁰⁾。このリッターの主張の根拠は、この点について多数の事

実を引証したフイッシャーの論拠を論破し得ないのは勿論のこと、リッターがフイッシャーと同じ陣営にあると看做しているアルベルティニーの大著「一九一四年の戦争の起源」における豊富な事実による論証に遠く及ばない。⁽²¹⁾

しかしこの問題も「圧力」か「勧告」かを決定する決め手にはならない。何故ならそれは独外相ヤーゴウ (Jagow) がウィーン駐在ドイツ大使チルシュキ (Tschirschky) に宛てた七月十一日の公文書において「対セルビア要求の立案に際して我々ドイツ政府は何の立場を持たない。何故ならそれはウィーン政府の問題であるから。たゞ我々にとつて次のようなことは望ましい、即ち……」⁽²²⁾と述べている如く、又同日附けの独外相よりローマ駐在独大使フロトウ (Flotow) 宛て公文書において「……我々はウィーン政府に、ウィーン政府が適切と看做す行動をなすがままにさせた、そして要請された場合には三国同盟の精神によつて我々は我々の支持をあたえることに賛成した。⁽²³⁾……」と述べている如くあくまで独政府は勧告という形式を取っているからであり、それが圧力と判断されるためにはこのような独政府の行動とその背景にあつた一般的状況との関連づけがなされねばならない。

この最後通牒作成過程におけるドイツの獨政府への圧力はそれ故結局は、七月五、六日における無条件的支持約束の問題に帰着する。何故なら事実そのものとしてこの支持約束がなされてはじめて、最後通牒作成過程における独政府の圧力的行動―それを圧力であるか否かは今は問わないとしても―が可能となるからであり、又それ故に、無条件的支持約束も勧告という形式をとつて⁽²⁴⁾いるからこの支持約束が圧力であるか否かを判断せねばならぬ一般的状況と最後通牒作成過程における独政府の背景にあつた一般的状況とは同一なのであるから。この同一である一般的状況を確定して「圧力」か「勧告」かの問題を事実決定の場におきたいと思う。

この一般的状況とは七月五、六日の時点において何故ウィーン政府はドイツ政府に支持を求めたかとの、ウィーン政府が支持を求めた状況でもある。これについては詳しく後述するが、端的に言うならウィーン政府は対セルビア軍事行動を⁽²⁴⁾a

欲したこと、しかしそれにはセルビアの背後にあるロシアが顧慮されねばならず、ロシア介入の場合にそなえて、ドイツがロシア介入の場合でも塹国側に立つて軍事行動をとるとの約束を取りつけておく必要があつたのである。即ち塹国は対セルビア戦争を欲し、そしてセルビア一国のみと戦う場合はオーストリア一国にて十分であり、ドイツの支持を必要としな
いが、ロシアをも相手として戦うことは塹国政府にとつて不可能であり、独政府の支持を求めたのである。それ故ウィーン政府がセルビア一国と戦うのをドイツ政府が支持するのは圧力ではない。何故ならそれはウィーン政府の欲するところであるから。しかしロシアをも相手として戦うことをドイツが支持する場合は事情が異つてくる。何故ならオーストリア
一国でロシアと戦うことをウィーン政府は欲していない故、この場合においてもドイツ政府がウィーン政府を支持するこ
とは、このドイツの支持はオーストリアの自発的意志による行動範囲の外へ—即ちロシアとの戦争へ—とウィーン政府を
追いやることを意味する。

この一般的状況を以上の如く確定するならば、「圧力」か「勧告」かの問題はドイツ政府がロシア参戦の場合でもウィ
ーン政府を支持するとの約束をあたえたか否かの問題に還元されてくる、即ちかような支持約束を独政府がウィーン政府
にあたえたか否かという事実決定の場に置かれることが可能となつてくる。それではこの両者は七月五、六日の事実決定
を如何に把握しているか。リッターに関して言うならそれは曖昧である。彼が反論のために草した論文においてはこの点
について殆んど語っていない。この論文は戦前のドイツの世界政策に関する反駁を除いては、七月危機に関する限り大部
分ウィーン政府の対セルビア最後通牒提出以後の、イギリスの調停案をめぐる独塹関係に限定されている。このことはリ
ッターとともにフィッシャの最大の論敵である H. ヘルツフェルト (Herzfeld) の反論が七月危機⁽²⁵⁾に関して最後通牒提出直前
の七月一八日より七月二九日の独塹関係に限定されているのを撥を一にしている。又リッターは「一九二〇年—三〇年代
のドイツの『戦争責任問題』文献が自己弁護になり過ぎ、若干の改訂を必要としている⁽²⁵⁾」との信念を抱いていると述べて

いるが、これも七月五、六日における支持約束の事実決定について如何であるかは明らかでない。唯一つこの事実決定にリッターが異論を唱えている箇所が存する。それは七月五日の会談におけるドイツ外務次官ツインマーマンの発言で「ドイツはロシア、フランスが軍事介入する場合、自国の軍事的状況を基盤としてこの両国の軍事兵力を単独にて引受け得る。だからオーストリア軍はもつぱらバルカンにその兵力を集中し得るであろう⁽²⁶⁾」との言明に関するものである。リッターはこの言明を史料に照らして見た場合ツインマーマンが発言したかどうか疑わしいと述べている。この異論はツインマーマンの発言がフィッシャーの論証の過程においてかなり重要なものである故、リッターの七月危機に関する論拠がかなり曖昧であるにせよ、否曖昧なまま「勸告」を固執しているが故に七月五、六日の事実決定をもう一度再考することが必要である。

それでは七月五、六日での事実決定をフィッシャーは如何に行つてゐるか。勿論彼はドイツ政府が無条件支持約束をあたえたとの立場をとる。しかしこの問題についての彼の論証は極めて簡略であり、決定的な論証においてオーストリア側の文書を証拠として引用しているのが気になる。例えば七月五日のヴイルヘルム二世とオーストリア大使スチュエニ(Szögyény)との会談においてヴイルヘルム二世が無条件支持約束をあたえたと論じている場合⁽²⁷⁾において、又翌六日のドイツ側ベートマン及びツインマーマンとオーストリア側スチュエニ及びホヨスとの間の会談において、ベートマンは前日のカイザーの言明を明白に確証し、これで以つて無条件支持が合法的裏付けを得たと論定している場合⁽²⁸⁾。それは多分の箇所の叙述が簡略である故に細部の論証のプロセスにまで言及し得なかつたかもしれない。しかし前述のリッターの事実決定についての異論の箇所がフィッシャーの論証のプロセスに重要な役割を果している故に、註(27)と(28)がオーストリア側の文書のみにて論証されているのに若干の危惧を感ずるのである。更にこの無条件支持についてのドイツ側の事実報告がその第一次文書においてオーストリア側との喰い違つてゐる故尚更この感を深うするのである。

以上フィッシャー論争におけるフィッシャーとリッターの論争の核心は、結局七月五、六日の独逸会談での独側の無条件支持約束をあたえたか否かの事実決定の問題に帰着することを指摘した。以下この問題について出来るだけ史料に基いてこの事実決定を進めて行きたい。

二、本 論

一

七月五、六日におけるドイツ側の無条件支持約束を究明する前に、前述した如くホヨス委員会を派遣したウィーン政府の真の意図を決定しておかねばならぬ⁽³¹⁾。

サライエヴォ事件からホヨス委員会派遣に到るまでのウィーン政府首脳部の態度をフィッシャーは次の如く描いている⁽³²⁾。即ち対セルビア開戦論を代表する参謀総長コンラート・フォン・ヘッツェンドルフ (Conrad von Hötendorf) は暗殺後直ちに外相ベルヒトルト (Berchtold) に総動員を提案した。「ゴルディアスの結び目を断ち切れ」が彼のマクシムであり、かような行動がなければオーストリア・ハンガリーは国家としての威信を喪失するであろう、かように躊躇するベルヒトルトらを説いて断乎たる行動を主張した彼も、ドイツの確実な援助がなければ対セルビア戦争を敢行し得なかつた。ベルヒトルトは懐疑的であつた。その理由はロシアが強力であること及び世論にはまだ戦争するだけの準備ができていないとの二つの点にあつた。ハンガリー首相ティッサ (Tisza) もこれを強く支持した。それ故ウィーン政府の決定はドイツの態度如何にかかるとなつた。以上の如くフィッシャーは説く。

一般的概観としてはこれでよいかもしれない。しかし細部においてはかなりの不十分な点が存在する。そして何よりもリッターが異論を立てる如く、ウィーン政府の態度は平和的であつたような印象がフィッシャーの叙述からあたえられる

のである。果してそうなのか。即刻の開戦論者コンラートと対セルビア軍事行動に反対するテイッサとの間にあつて中間的態度を示しているベルヒートルトの態度を特に仔細に検討する必要がある。

参謀総長コンラートの手記は一九一四年六月三〇日の閣議において彼がベルヒートルトと交わした会話を伝えている。コンラートの対セルビア総動員の提案に対して「ベルヒートルトは、それには外的動機が欠けている、そして何よりも先づ世論を準備しなければならぬ」と述べた。更にベルヒートルトは次の如く発言している、「私はもう一つの行動を準備している、それはセルビアにある種の団体―大セルビア主義の団体のこと（筆者註）―を解散し、警察大臣を罷免するよう要求することである。」それに対してコンラートは次の如く答えている、「セルビアは警察大臣の罷免に温和しく応ずるだろう、それでは何の効果もない。」そして更に「ベルヒートルトも亦セルビア問題解決のための時機が目前に来ているのを感じている」とコンラートはこの手記に感想を記している。彼の手記のこの日の部分は以上の通りである。⁽³³⁾

翌七月一日にも行われた両者の会話は同じくコンラートの手記において次の如く記されている、「七月一日私は再びベルヒートルトと語つた、彼は皇帝陛下がサライエヴォ事件の調査結果を待つことに賛成であられると確言した。オーストリア首相シュトルク(Stürgkh)もハンガリー首相テイッサも冷静慎重な態度を維持するのに賛成であつたと彼は語つた。テイッサはロシアが我国に介入し来り、ドイツが我国を見殺しにするかもしれないことを懸念して対セルビア戦争に反対している。シュトルクはこれに反対して調査結果からセルビアに行動を起すに足る理由が生ずるであろうと考えている。私の見解は力による行動のみがセルビアによつて脅威されている危険を屈服させ得るといふものである。セルビアの庇護下でなされた暗殺が戦争の理由なのだ。ドイツとルーマニアが我々を見殺しにするかもしれないとのベルヒートルトの懸念―その懸念を私も抱いているのであるが―に対して私は次のように答えた、ドイツと我々との同盟がかようなものであるなら、確かに我々の手は縛られているのだ。

外相は私に、ルーマニアを三国同盟の味方に確保しておくようドイツに要請する覚書を用意したと語った。何よりも先づドイツはロシアに対して我々を掩護するかどうかを、我々はドイツに問合わせねばならぬと私は答えた⁽³⁴⁾。」

コンラートの手記よりのこの二つの引用は対セルビア開戦論者コンラートとそれに反対するティッサとこの両者の中間に立つシュトルク及びベルヒトールトの態度をよく示している。しかも中間派の二人も条件付きではあるが軍事行動に賛成であることが大略理解されるし、ドイツ政府への意向打診の理由も理解できる。特にかようなベルヒトールトの態度は次にその一部を引用するティッサのフランチ・ヨゼフ帝宛の覚書においてより明らかになる「……私は陛下に拝謁した後でやつとベルヒトールト伯と語る機会を得ました、そして彼からサライエヴォでの暗殺行為をセルビアとの関係を清算する機会にしようとの彼の意図を知らされた。私はかような意図が致命的誤謬であり、これに何ら責任を分つつもりはないことを彼に隠さなかつた⁽³⁵⁾。」

アルベルティニーはその大著において、コンラートに対するベルヒトールトの発言とティッサに対する彼の言明との間の矛盾を説明するものは何かと問い、「彼は明らかにコンラートに対しては、感情の烈しいこの将軍が機の熟さぬままに行動へと突走るのを恐れて逡巡を装つたのであるが、ウィーン政府中の最も精力的で最も支配力もあり且つ勢力もあるこのハンガリーの政治家ティッサに対してはそうしなかつた。それ故ベルヒトールトがティッサに語つたものが彼の真の意図——対セルビア軍事行動（筆者註）——を表明している。……彼が明確な意図からそうしたのか、彼を取り巻く周囲の状況の圧力に耐えかねてそうしたのかどうかは更に考察されねばならぬ問題である。又氣質的にも彼は激動的な事態に直面するのを好まなかつたことも確かである⁽³⁶⁾」と述べている。これは委曲をつくした説明であり、この説明に私も最終的には賛成であるが、あまり氣質的心理的要素に深入りするのは避けるべきであり、又最終的にはベルヒトールトは対セルビア開戦論者であるにせよベルヒトールトとコンラートとは矢張り異なるものであり、その差と同様その共通点をも両者の具体的

な言動において承認したいと思う。

以上から開戦論者コンラートとベルヒトールトによつて代表される中間派との間の一致が確証された、対セルビア軍事行動に賛成する点においても、又対セルビア軍事行動の場合のロシア介入を考慮してドイツの支持約束を取りつけようとする点においても。それ故この両者の見解からベルリン政府の意向打診のためのホヨス委員会派遣決定へとつながつて行く歴史的関連の糸を辿り得る。しかしセルビアに対する戦争に反対しているテイッサの見解はホヨス委員会の派遣決定と如何につながるか。それは先に挙げたところの、七月一日附けで彼が皇帝に提示した彼の覚書において示されているように思われる。その覚書において彼はベルヒトールトの対セルビア軍事行動賛成を致命的誤謬と非難し更に続けて次のように述べている、「……先づ第一に我々はセルビアに責任を負わせるに足る十分な根拠を有していないし、又万一にもセルビア政府から満足すべき意志表示がなされたならそれをも押切つてまでこの国に戦争を挑発するに足る十分な根拠を有していない。我々は考えられ得る限りの最悪の立場に立つことになるだろうし、平和の攪乱者として全世界の前に立現われ、最も不利な状況において大戦争を戦うことになるだろう。第二に何らそれに償うに足るだけの利益なしにルーマニアを自己の陣営から失い、一方我々が友邦と当てにし得る唯一の国ブルガリアは疲弊している現在の時機を極めて不利であると私は看做している。現在のバルカンの状況にあつては私の最少限度の関心は適当な戦争理由 (Casus belli) を見出すことである。一度攻撃の時機が到来したならば、戦争理由は様々の問題において見出され得るであろう。しかしその前にそれ程不利でもない勢力関係が我々のために形成されるような外交上の状況が作り出されることが望ましい。ブルガリアを三国同盟の友邦として獲得すること―しかもルーマニアの態度を硬化させることなく、ルーマニアにもギリシャにも了解の道を開いておきながら―、このことが日まじに緊急の必要事となりつつある。それ故ルーマニアを三国同盟に公然と結びつけるためにドイツに対して最終的な試みがなされねばならぬ。もしドイツがこの使命を遂行し得ないか又はする

を欲しないなら、少くとも我々オーストリア・ハンガリーが三国同盟の友邦としてブルガリアを獲得するのをドイツは甘受せねばならぬ⁽³⁷⁾。」

テイッサは即刻の対セルビア軍事行動を非難して対セルビア外交攻勢の緊急の必要性を説き、それによつてセルビアをバルカンにおいて外交的に孤立させようと欲した。そのためにはドイツとの了解の下に両国互いに手を携えてこの対セルビア外交攻勢がなされねばならず、その最初の第一歩としてドイツに働きかけて外交上の了解を得なければならぬ。これがテイッサの見解であつた。軍事行動と外交攻勢との差はあれ、コンラート、ベルヒトールトの側もテイッサの側もドイツに対する働きかけの必要性を強調する。ここに両方の側の一致点が存する。ここからホヨス委員会の派遣の決定に到るプロセスにおける両者の間の意見の差違はもはや本質的なものではなく、政治的に妥協できる程度の差であるから。何故ならテイッサも対セルビア軍事行動そのものを否定しているのではなく、不利な時機である現在における軍事行動を否定しているのであり、軍事行動のための有利な外交上の状況を先づつくり出すことを強調しているのである。それ故両者の差は妥協できる程度のものであつた。ホヨス委員会の派遣の真の意図は軍事行動と外交攻勢の何れの打診であるかとの疑惑が生ずるのも、ホヨス委員会のもたらした親書及び覚書がコンラート、ベルヒトールトらの見解とテイッサの見解の双方がドイツの意向打診という線で折れ合つているが故なのである。それ故親書が前述のテイッサの覚書を基礎として起草せられたのも故なしとしな⁽³⁸⁾い。

以上で以つてベルヒトールトらの軍事行動のラインとテイッサの外交攻勢のラインとがホヨス委員会の派遣決定において結びつくことが示されたと考えられる。それではホヨス委員会がドイツ政府に二通の国書を提示するという形で表現されたウィーン政府としての外交上の行動は一体何を意志しているであろうか。この外交上の行動をなさしめたオーストリア・ハンガリー政府首脳部の二つの意志については既述した。しかしホヨス委員会の派遣は一国の政府の行動であり、一

国の政府の外交上の意志表現である。二つの対立するウィーン政府首脳部の意志の何れがホヨス委員会の派遣という形でなされたオーストリア・ハンガリー政府の外交行動の意志を表現するものであろうか。

この点を明らかにするためにフランツ・ヨーゼフ帝よりヴィルヘルム二世に宛てられた親書⁽³⁸⁾の内容を検討して見よう。この親書の内容は大略次の通りである。儀礼的な冒頭の部分の後、「直接会談して現下の政治状勢を語り合うのが極めて望ましいが目下のところそれは不可能であるから……サライエヴォ以前に起草されたがそれ以後においても顧慮するだけの価値ありと思われる覚書を送ることを諒承してほしい」とあり、次に「サライエヴォ事件はセルビアによつて操られ計画された陰謀であり、これを放置しておくことはオーストリア・ハンガリー国家の存在を永続的危険にさらすものである。」この危険に対処するために……新バルカン同盟結成の緊急性が説かれ、最後に結論として次の文章が来る、「この同盟結成の目的は汎スラヴ主義の高波の侵入に障壁を設けて我々三国同盟の国々に平和を確保することにある。しかしこのことは現在汎スラヴ主義政策の中心をなしているセルビアがバルカンにおける政治的勢力としての要素を剝奪された場合にのみ可能である。貴下も最近のボスニアにおける恐るべき事件についてセルビアと我々を分つている対立の融和はもはや考えられないであろうし、ヨーロッパ諸王国の平和政策の維持はベルグラードにおける犯罪的煽動のこの巢窟が何ら罰せられることなく存続する限り脅かされるであろう。」

以上の引用において中間の新バルカン同盟を説いている部分はテイッサの主張であり、結びの部分は、用語が慎重に選ばれ、軍事行動とか戦争とかの言葉がないにせよ、コンラート及びベルヒトールトの主張を表現していることは明らかである。そして親書全体の構造よりすれば、テイッサの見解が結論としてのベルヒトールトらの見解に帰着せざるを得ないようにこの親書は組立てられている。それ故この親書によつて表現されているフランツ・ヨーゼフ帝の意志―それはウィーン政府の意志そのものである―はベルヒトールトらの見解を主張していることは明らかであるように思われる。

又親書の述べるところの「サライエヴォ事件以前に起草された……覚書を送る……」とあるこの覚書とはテイッサによつて起草されたものであり、それが彼によつて皇帝に捧呈された日附けは七月一日であるが、ベルヒトールトによつて採り上げられ、皇帝に捧呈する文書として作成されたのは六月二十四日であつたと言われている。⁽³⁹⁾このテイッサの覚書は当然その内容が新バルカン同盟結成に関するドイツ政府への意向打診であつたが故に、ドイツ政府へ伝達されねばならぬはずのものであつた。それにも拘らず、サライエヴォ事件以前にはドイツ政府に送られずサライエヴォ事件以後になつてはじめて、サライエヴォ事件によつて惹起された新事態に対する処置としての対セルビア軍事行動についてのベルヒトールトの見解を結論とした親書としてドイツ政府に送られたことは何を意味するか。以上のことはこの親書の重点はテイッサの外交攻勢にあるのではなくベルヒトールトらの対セルビア軍事行動にあることを物語つてゐる。それに加えてもう一つの事実が以上の判断を補強するのに役立つ。その事実とはホヨス委員会の長ホヨスはオーストリア政府外務省官房長官(Kabinettschef für k. u. k. Ministerium des Äussern)の地位にある人物であるが、彼は熱烈な対セルビア開戦論者であつたといふ⁽⁴⁰⁾。もしそうなら、このようなホヨスをドイツの意向打診のためのホヨス委員会の長に任命したことからベルヒトールトの真の意図が、そしてウィーン政府の意図が窺知できるのではなからうか。

以上からホヨス委員会を派遣したオーストリア・ハンガリー政府の真の意図はベルヒトールトらの対セルビア軍事行動についてのドイツ政府の意向打診であつたと言ひ得る。それ故ウィーン政府は対セルビア軍事行動を欲してゐたと、そしてこの軍事行動はセルビア一国を相手とする場合にのみ限定され、ロシアの介入の場合はドイツの支持を得てはじめて軍事行動を行い得たと判断し得る。その意味において「オーストリア・ハンガリー政府は全く平和的態度をとつてゐたとは言ひ得ない」とのリッターの主張は正しい。しかしウィーン政府の欲する対セルビア軍事行動の限界を超えさせるもの―それはロシアが軍事介入する場合でもウィーン政府を支持するとのドイツ政府の約束であるが―かような約束こそ勧告とい

う形式をとつて行われたにせよ現実には勧告ではなくて圧力なのである。

二

「圧力」であるか「勧告」であるかとのフィッシャーとリッターの対立の問題は本論一における論証によつて事実の決定の場におかれた、即ちそれは七月五、六日の両日の会談においてロシアの軍事介入を考慮に入れた支持約束がドイツ政府からオーストリア・ハンガリー政府にあたえられたかどうかとの事実決定の問題に還元された。次にこの事実決定の問題が考察されねばならない。

七月五日及び六日に行われた独墺会談とそれをめぐるドイツ首脳部の動きは次の通りである。七月五日一一時三〇分よりドイツ側外務次官ツインマーマン、オーストリア側ホヨスとの会談が行われ、更に一三時よりヴィルヘルム二世と墺国大使スチェジュニ (Szögyény) との会談あり、この席においてフランツ・ヨーゼフ帝の親書及び墺国政府の覚書が手交された。つづいて同日の一七時より一八時の間にヴィルヘルム二世が召集した独政府軍部の首脳部の会議が持たれた。この会議の出席者は皇帝を除くと宰相ベートマン・ホルヴェーク、陸相フアルケンハイン (Falkenhayn)、外務次官ツインマーマン、侍従武官長 (Schef des Militärkabinetts) リンカー (Lyncker)、プレンツェン (Plessen) 将軍である。翌七日の早朝ほぼ七時より八時までの間にヴィルヘルム二世は軍令部附高級将校カペレ (Capelle) 及び参謀本部附高級将校ベルトラープ (Bertrab) と個別に会い、その足で中断した北海旅行へ出発した。同日一五時より独側ベートマン・ホルヴェーク及びツインマーマン、墺側スチェジュニ及びホヨスとの間で会談が持たれ、前日のヴィルヘルム二世とスチェジュニとの間の会談内容についての最終的確認が行われた。

これらの独墺会談の内容を直接にこれらの会談に参加した当事者が伝えている第一次文書はドイツ側のものとして宰相ベートマン・ホルヴェークの回想録⁽⁴¹⁾及びベートマンよりウィーン駐在独大使チルシュキ (Tschirschky) 宛て七月六日附

けの公文書⁽⁴²⁾宰相よりブカレスト駐在ドイツ大使ヴァルデブルク宛て七月六日附の公文書⁽⁴³⁾であり、塹国側のものとしてベルリン駐在塹国大使スチエジュニより外相ベルヒトールト宛て七月五日附け公文書⁽⁴⁴⁾及び七月六日附け公文書⁽⁴⁵⁾である。これらの報告は独側と塹国側のものとの間に会谈内容に関して重大な相違が存在し、この相違は「圧力」か「勧告」かの問題そのものを左右する程重大なものなのである。

この相違を先づ明らかにしよう。ドイツ側のものとして七月六日附け宰相よりチルシュキ宛の文書は次の如く述べている、「本日私はスチエジュニ伯に皇帝陛下の委任により次の如く回答した……陛下は、ルーマニアの態度、オーストリア・ハンガリーに向けられる直接的且つ尖鋭化した形での、新バルカン同盟成立による危険を考慮して、フランツ・ヨゼフ帝がブルガリアの三国同盟への加入を欲していることを諒とされた。それ故陛下はソフィア駐在独大使に指示して現地のオーストリア・ハンガリー大使の行動を支持させるであろう。……最後にセルビアに関しては、陛下は当然のことながらセルビアとオーストリア・ハンガリーとの間の懸案に対しては何らの態度を取られなかつた。何故ならその問題は陛下の権限外の事項だからである。しかし陛下が同盟国としての義務と古くからの友情に一致して忠実にオーストリア・ハンガリーの側に立たれることをフランツ・ヨゼフ帝は信頼してよいであろう。」⁽⁴⁶⁾

この文書は次の二点を明白に物語っている、即ち(1)新バルカン同盟結成問題と対セルビア軍事行動の問題に関して、この文書はその圧倒的大部分の頁を前者に割き、後者には末尾に附加したすぎず、それ故ドイツ政府は前者を回答の中心と看做し、後者を附随的なものとしてしか取扱っていない、(2)オーストリア・ハンガリーの対セルビア軍事行動に関してはドイツ政府はウィーン政府の自由な行動に委ね、ただ三国同盟が義務として履行を要求する以上の支持、一般的抽象的な支持を約束したにすぎなかつた、以上二点である。特に(1)についてウィーン政府のホヨス委員会派遣の意図が対セルビア軍事行動にあることは既に論じたところであり、それに対してドイツ側の受け取り方は文書上は故意か否かは別としてウ

イン政府と正反対であることは注目してよいであろう。尚宰相よりヴァルデブルク宛の七月六日附公文書はオーストリア・ハンガリーをめぐる国際政局、特に反セルビア陣営を結集するバルカン同盟の結成とそれに必要な指示にのみ終始し、ウィーン政府の対セルビア軍事行動に何ら触れていない故、この文書は本論文の課題の前には無視してよいであろう。又ベートマン・ホルヴェークの回想録はこの事実に触れているが、前述の七月六日附宰相よりチルシュキ宛の文書の内容を簡略に述べているにすぎず、それ故七月五日、六日の会談についてのドイツ側の第一次文書による事実報告は以上の二点につきていと言つてよい。

それではオーストリア・ハンガリー側の第一次文書を見よう。それはベルリン駐在奥国大使スチエジエニより外相ベルヒトールト宛ての七月五日附文書及び同じく七月六日附け文書である。前者は奥国大使がヴィルヘルム二世と七月五日に持った会談内容についての本国政府への報告であるが、先づ気附く点是对セルビア軍事行動に関する部分がその大部分を占め、バルカン同盟に関しては末尾に附加的に述べられているにすぎない。このことはウィーン政府の真意が対セルビア軍事行動にあることを示すものとして重要であるとともに、ドイツ政府の受けとり方と奇妙な程鮮かなコントラストをなしている。その内容は対セルビア軍事行動に関しては大略次の通りである、「……午餐後私がもう一度状勢の厳しさを強調しますとヴィルヘルム帝は、そのような場合はドイツの完全な支持を当てにしてよいことを我が皇帝陛下に伝えるように私に委託されました。何はさておきヴィムヘルム帝は宰相が自身の意見をきかねばなりません。しかし帝は宰相が自分の意見に賛成することに殆んど疑いを抱いていないように思われます。……しかしヴィルヘルム帝の意見によればセルビアに対する攻撃は待機されるべきではない、ロシアの態度は如何なる場合でも敵対的であろう、何しろ数年来ロシアはそれに備えて準備して来たのだから、そして更にロシアとオーストリア・ハンガリーとの間に戦争が勃発するならば、ドイツは今までの同盟国の誼において我々の側に立つことを我々は確信してよい。だが現状においてはロシアはまだ戦争の準備

ができていない、それ故ロシアは武器を取るには大いに慎重に熟慮するであろう。だがロシアは三国協商の諸国をけしかけて我々に対立させ、バルカンに火をかき立てるであろう。ヴィルヘルム帝はフランツ・ヨゼフ帝が周知の如き平和愛好精神にも拘らずセルビアに進撃せざるを得ないことをとくと諒とされました。しかしもし我々が現実に対セルビア戦争行為の必然性を認識しているならば、我々は現在の有利な時機を利用しない場合、それをヴィルヘルム帝は遺憾とされるで(48)ありましよう。」

後者即ち七月六日附のオーストリア・ハンガリー側の文書は対セルビア軍事行動に関して次の如く述べている、「……我々のセルビアとの関係についてはドイツ政府の立場は、この関係を清算せんがために何がなさるべきであるかは我々が判断せねばならぬということであり、その場合我々は、我々が下す決断が何であれつねにドイツが我々の同盟国として我々の味方になることを当てにできるといふことである。話し合いを更に続行して行くにつれて我々は宰相及び外務次官が―ヴィルヘルム帝と同様―我々の側での対セルビア軍事行動を、バルカンにおける我々の困難の徹底的且つ最良の解決と看做していることを確めた。国際状況から宰相は現在の時機を以後の時機よりもより有利と考えている……。」(49)

以上二通のオーストリア・ハンガリー側の文書が対セルビア軍事行動に関して共通して語る点は次のような点である。①ウィーン政府の決定が何であれ、ウィーン政府は同盟国及び友好国としてのドイツ政府の支持を当てにし得る、そしてこのドイツの支持はウィーン政府の決定がロシアの軍事介入を招く場合をも含む。②ドイツ政府はウィーン政府の対セルビア軍事行動が即刻なされるのを最良の策と看做している。以上の二点である。

根本的にはこの二通の文書の語るところは同じであるが、それにも抱らずかなり相違の存することも争えない。それは七月六日の文書の語るドイツ政府の態度は対セルビア軍事行動はウィーン政府自身の問題であるとしてあくまでも勧告との形式をとつていふことであり、ロシアに関してでは殆んど語るところがないことである。これは七月五日の文書がヴィル

ヘルム帝の言としてかなり突込んだ点までロシアについて述べられてあるに比して極めて対照的である。七月六日の文書がロシアについて語っているのは、「……一面においてロシアのバルカン同盟計画からオーストリア・ハンガリー及び三国同盟に対して生ずる危険を、ドイツ政府は意識している」とのウィーン政府のバルカンにおける地位についての箇所のみである。オーストリア・ハンガリー側の文書においては確かにロシアの軍事介入の場合のドイツ側の支持約束が示されているが、その場合のベートマン・ホルヴェークの表現はヴィルヘルム二世のそれよりはるかに慎重であり抑制されている。

何れにせよ七月五、六日の独墺会談についての両国の第一次文書の事実報告は喰違っている。その喰違いはドイツ側文書がこの支持約束を三国同盟に基く、抽象的一般的意味における支持に限定しているのに反して、オーストリア・ハンガリー側の文書は無条件的支持、即ちロシアの軍事介入の場合の支持にまで拡大していることである。この相違に対して当時の関係者の文書を検討することによつて事実決定を行いたい。その際、フィッシャーの論証がオーストリア・ハンガリー側の文書に依拠していた点に鑑みて出来るだけドイツ側の文書を基礎にして事実決定の論証を行いたい。

七月五日、六日におけるベルリンでの独墺会談及びこれに関連あるドイツ政府の動きに關与したドイツ側関係者の記録を検討して見よう。

先づヴィルヘルム二世であるが、彼は七月五日の会談については彼自身の記録は残していない⁽⁵⁰⁾。しかし七月五日直前のこの問題についての彼の意向を察知し得る文書が存在している。彼は元来自分のもとに廻されて来た公文書の欄外にその文書の内容についての自分の意見、批判を書き込んで政府へ戻す習慣があり、この習慣が現在の我々の課題に貴重な史料を提供することとなった。その一つにチルシュキより宰相宛ての六月三〇日附の公文書の欄外に彼が書込んだ註がある⁽⁵¹⁾。この公文書の本文はチルシュキがウィーン政府のセルビアに対する態度が温健慎重でなければならぬと述べているもので

あるが、欄外の書込みは次の如く記入されている、例えば本文「私はオーストリア・ハンガリー当局者の間でセルビアとの関係を根本的に清算しなければならぬとの意見を聞いている」の欄外に、「今こそ絶好の機会！」と書込まれてあり、本文「私は行き過ぎた行動をしないよう警告するためにこの機会を利用すべきである」と考へる」に対して、書込みは「誰が彼―チルシュキ―にかような全権をあたえたのか。いまましい。残念ながらそれはオーストリア・ハンガリーが決めることだ」であり、本文「行動の機会は慎重に考慮されねばならないし、オーストリア・ハンガリーが同盟国のことを考慮するとともにヨーロッパ全体の状況をも顧慮することが義務であることを理解せねばならぬ」に対して、書込みは「チルシュキは誤つた考へに落込んでゐる、セルビアを片付けてしまわねばならぬ」とある。

この書込みについては何時これが記されたかが問題となるが、ヴィルヘルム二世が北海旅行を中断してベルリンへ歸つたのは七月二十九日であり、カウツキ―文書によればチルシュキの報告が暗号解読されて彼のもとに提示されたのは七月二日、彼から外務省へ戻されたのは七月四日であるから、彼がこの書込みをなしたのは大略七月三日か四日であろうと推定され、七月五日の独逸会談直前のヴィルヘルム二世の意向をこれより知り得ることとなる。そしてこの書込みはオーストリア・ハンガリーの対セルビア軍事行動が強硬且つ即刻になされることを欲していたことを端的に示している。それはベートマン・ホルヴェークがチルシュキに宛てた七月六日附の文書の内容よりもオーストリア・ハンガリー側の文書の内容に近いと言わねばならぬ、勿論この書込みにはロシアの軍事介入の場合については何ら記されていないにせよ。

次に七月五日一七時より一八時の間に開かれた、ヴィルヘルム二世召集の、ポツダム新宮殿での会議における出席者及び六日朝の会談の当事者の記録を検討して見よう。

プロイセン陸相ファルケンハインは五日夕の会議について二通の記録を残している。一通は七月五日附の参謀総長モルトケ宛の書翰⁽⁵⁵⁾であり、他の一通は一九一九年一月五日附の、帝國議会調査委員会の質問に対する回答⁽⁵⁶⁾である。前者の

文書は次の如く語っている、「本日午後皇帝陛下は私に新宮殿に来るよう命令され、そこにおいて私に次のことを知らされた、ウィーン政府はバルカンにて行われた反塊的陰謀にもはや忍耐できず、そのために必要とあらばセルビアに進入することを決意したように思われる、ロシアがセルビア援助を決意したとしてもウィーン政府は譲歩を欲しないであろう：。」「ファルケンハインによればヴィルヘルム二世はウィーン政府のセルビア戦争への決意をロシアが介入した場合も変らない程強固であると見ていた。しかし「この会談に私が列席しなかつたのでそれについての判断はさし控えたい」と述べて七月五日の問題の会談については何も触れていない。更に「親書及び覚書からウィーン政府の固い決意を確信することはできなかつた。……ウィーン政府は何ら戦争を決意して居らず、反つて反セルビア陣営を結集するバルカン同盟の結集を欲し、これに対するドイツ政府の支持を求めている」と述べて、親書及び覚書におけるウィーン政府の真の意図については宰相と同様の解釈を下している点興味深い。そして七月五日の会談内容に何ら触れていないことについては、「この会談に列席しなかつたが故にそれについての判断はさし控えたい」との表現は、彼がヴィルヘルム二世からこの会談内容について聞かされたことを言外に暗示している。しかし後で取上げるツェンカー提督 (Zenker) の証言及びプレッセン將軍の日記がある程度具体的にこの会談内容に触れているのに、彼が何も語っていないのは疑念を起させるに十分である。彼のこの沈黙は高度の政治的配慮の故なのか、それとも実際に見聞しなかつたものに対する慎重な判断の故なのか何れとも判定し難い。しかし彼のこの沈黙は、七月六日朝ヴィルヘルム二世によられた参謀本部附高級将校ベルトラープ將軍が上司である参謀総長モルトケに送つた書翰⁽⁵⁹⁾においてかなり具体的に、ヴィルヘルム二世が語つた七月五日の会談内容を述べている態度と比して好対照をなして居り、政治的配慮の故の沈黙ではなからうかとの推測を起させる。又ウィーン政府の七月五日の二通の文書が表現しているオーストリア・ハンガリーの意図についての解釈がバルカンでの外交攻勢にウィーン政府の真の意図を見る解釈が宰相のそれと一致している唯一のものであることも、この文書の内容を取

扱うのに極めて用心深い態度を取らねばならぬことを示しているように思われる。

ヴィルヘルム二世の高級副官プレッセン將軍の七月五日の日記⁶⁰は大体次の如くである、「皇帝陛下は午後新宮殿へ来るよう命令された。……そしてそこで皇帝陛下はオーストリア皇帝の親書及びオーストリア外相の覚書を読まれた、その親書及び覚書によればオーストリアはセルビアに対する戦争の準備をなして居り、予めドイツの支持を確保しようとしていた。我々の間では——この日記によればこの場の出席者はプレッセンを除けば侍従武官長リンカー、陸相ファルケンハイン、宰相及び外務次官である（筆者註）——オーストリアのセルビア攻撃は早ければ早い程よいとの意見が、ロシアはセルビアの友好国であるにも拘らずともに行動しないであろうとの見解が支配した。……」

この日記においては七日五日の独逸会談におけるヴィルヘルム二世の支持約束そのものについては触れていないが、この会議で話し合われた内容は即刻のセルビア攻撃がよいということ及びその場合でもロシアは立たないであろうとの二点であることを告げている、そしてこの会議の出席者にヴィルヘルム二世がいたのであるから、この二点に関して前日の独逸会談の内容を彼が語つたことは当然であろうし、それ故前日の独逸会談の内容は前記の二点を含んでいると想像され、宰相も外務次官もこれを承知したに相違ない。

ツェンカー提督の証言⁶¹は七月五日のポツダム宮殿における会議の模様をプレッセン將軍の日記よりもより詳しく物語つている、「皇帝陛下は私に、私の上官に伝達するようにと次のように語られた、即ちオーストリア・ハンガリーとセルビアとの紛争の際、そしてそこからロシアとの緊張が生ずる場合、ドイツは同盟国としての義務を果すかどうかとの問合せをオーストリア・ハンガリー大使は皇帝陛下になした。皇帝陛下はこれに賛成をあたえられたが……セルビアに味方してロシアが介入するであろうとは信じておられない。……」

この証言ははつきりとロシア介入の場合のドイツの支持約束を独逸皇帝がなしたと述べている。たとえロシア介入の可能

性を現実には信じていなかったにせよ。そしてこの証言は下僚が上官の行為についてなしたものであり、しかも上官にとつて不利な内容を述べるといふ形でなされているが故に、その証言内容の信憑性について様々に考えられるにせよ、私はかなりの信憑性をそこにおきたい、何故なら軍隊の厳しい上下関係は当然部下が上官を弁護することになり勝ちであるが、この証言は最高の上官たる皇帝に不利となるような、開戦の責任を帰することになるかもしれないにも拘らず敢てなされているが故にかなり赤裸々な真実の表現と解したい。

ツェンカー提督に妥当することはより一そう次に取り上げるベルトラープ將軍の参謀総長モルトケ宛て七月六日附の書翰⁽⁶²⁾についても妥当する。この書翰は次の如く述べている、「皇帝陛下の命令により閣下に私は次のことを報告します。オーストリア・ハンガリー大使は最近の暗殺事件に関連したバルカンでの反オーストリア運動についての自国政府の覚書を皇帝陛下に手渡し、オーストリア・ハンガリー皇帝はセルビアを攻撃するよう決心したと述べた。皇帝陛下はこの決意に賛成をあたえられたが、外務省及び陸軍省の意見はこれに一致していた、そしてロシアが介入する場合でもオーストリアを掩護する用意のある旨述べられた。勿論皇帝陛下はロシアが介入するとは信じて居られない……。」

この書翰の内容はその信憑性に関しかなり程度が高いと信じられてよいと思われる。何故ならベルトラープ將軍は参謀総長モルトケ不在中の参謀本部最古参の将校として皇帝に呼ばれ、意見を聴取された時の模様を直接の上官の参謀総長に報告したのがこの書翰であり、そして上官に対して部下が上官不在中の出来事についての事実報告をなす場合、故意に政治的判断に基いて歪めることは殆んど考えられないからである。そうであるとするならこの書翰は、ヴィルヘルム二世が五日のオーストリア・ハンガリー大使との会談においてロシア介入の場合でもウィーン政府の援助を約束したこと、この約束に五日の夕に開かれたポツダムでの会議において宰相及び陸相が賛成をあたえたこと以上のことを六日朝ヴィルヘルム二世はベルトラープ將軍に語つたと明示しているであり、それ故先に挙げたファルケンハイン陸相のモルトケ宛ての七

月五日附の書翰の内容に多大の疑惑が持たれるのである、しかもこの陸相の書翰は宰相のチルシュキ宛て七月六日附の文書と見解を同じくする殆んど唯一のものであるから、宰相のこの文書の内容に対してさえ疑惑が湧き起つて来るのを禁ぜざるを得ないのである。

ベルトラープ將軍のこの書翰の内容についての補足を附加しておこう。それは参謀次長ヴァルダーゼー將軍が一九一九年十月二十五日附外務省宛ての彼の書翰においてなしている証言である。必要な箇所を引用すると次の通りである。「一九一四年七月八日の朝、ベルトラープ將軍は私に次のような手紙を寄せた、彼は私の短期間の不在中……ポツダム宮殿によばれて皇帝陛下に拝謁を仰せつけられた。皇帝陛下は参謀総長―モルトケ將軍は当時カールスバートに滞在していた―に知らせるようにと次のことを述べられた、即ちオーストリア・ハンガリーの側で計画されたセルビアに対する行動から紛糾した事態―傍点筆者―が生じた場合、ドイツ国家とともに皇帝陛下はフランツ・ヨゼフ帝の味方に立たれることをフランツ・ヨゼフ帝に約束されたことを。」⁽⁶³⁾

傍点を附した「紛糾した事態」とは前述のモルトケ宛書翰が明らかに示す通りロシアの介入を意味する。この証言から我々はベルトラープ將軍がモルトケへと殆んど同時に上官であるヴァルダーゼー將軍へも書翰を送つたこと、そしてこの書翰が前述のモルトケ宛てのものと大略同じ内容であることを理解する。それ故前述のモルトケ宛ての書翰はその真実性がこの書翰によつて一そう補強されたと言ひ得るであらう。

次に外相ヤーゴウ (Jagow) よりロンドン駐在ドイツ大使リヒノウスキー (Lichnowski) 宛て七月十二日附の文書が⁽⁶⁴⁾問題となる。この文書の原文は七月七日ドイツ外務省参事官ラドヴィッツによつて起草されている。これはオーストリア・ハンガリーとセルビア間の緊張が高まつた場合、この緊張についてイギリスの言論界が刺激的な動向をかき立てることのないよう、イギリス言論界に働きかけてほしいとヤーゴウがリヒノウスキーに要望したものであるが、この文書が問題に

なるのは原文が外務次官ツインマーマンの手によつて訂正されて發送されたことである。原文の問題の箇所は、⁽⁶⁶⁾「オーストリア・ハンガリーはセルビアとの關係を清算するのにこの機会を逃すまいと決意したように思われる。我々はこの見解に同情ある立場を取るであろう。しかしその結果として起る戦争は局地化されるべきである」とあるに反し、發送された公文書では、「この結果オーストリア・ハンガリーはセルビアにより重大な行動を決意するであろう、そしてそれがヨーロッパ全体の事件へと發展する可能性が存する。我々はこの紛争をどうしても局地化せねばならぬ」とあり、原文における「我々はこの見解に同情ある態度をとるであろう」が削除され、更に双方の文章上の表現に若干の異同が見られる。両者を比較するとき、原文の方がはるかに強くウィーン政府支持の態度が表明され、その態度が紛争の局地化という表現と結びついて、ドイツがこの時点において紛争の局地化の意図を有して⁽⁶⁷⁾ウィーン政府の軍事行動を支持したとの印象すら抱き得る。何故なら原文はオーストリアの対セルビア軍事行動をドイツは支持するし、その結果戦争の生ずることも予想するが、しかしそのようにして起る戦争は局地化されねばならぬと語っているのに反し、削除されて發送された公文書は、オーストリアの対セルビア重大決意の結果として生ずるかもしれないヨーロッパ戦争—この戦争はドイツの関与によつて生じたのではない—をドイツは全面戦争に發展するを抑制して局地戦争に限定すべく努めねばならぬということを意味しているからである。又原文が外務省参事官ラドヴィッツによつて起草され、外務次官ツインマーマンによつて訂正されたということも、ベルトラープのモルトケ宛て書翰と同様の理由から原文の方がより真実に近いのではないかと推察される。更にこの文書の末尾に「しかし我々がオーストリアを戦争へ使喚しているかのような外観をとることを注意深く避けて頂きたい」とあり、これを未削除の原文においてこの文章を読むとき、ドイツがオーストリアを戦争へと使喚しているのだがそのような外観をとらないようにして貰いたいという一種の偽装工作をすら読み取り得るのである。

次に先述したベートマンのチルシュキ宛て七月六日附の文書—それは無条件的支持約束をあたえなかつたとのドイツ側

の主張の証拠として引用したのであるが、一に關しても若干の疑問を提示しなければならぬ。それはこの公文書の末尾の、
對セルビア軍事行動について述べられてある箇所には、原文には存していた「如何なる状況においても」の一句が削除さ
れてあるということである。この原文は外務次官ツインマンによつて起草され、削除したのは宰相ベートマンであつ
たと言われる。⁽⁶⁸⁾ ツインマンはベートマンとともに七月五、六日の重要な会談、會議に列席して居り、独逸會談の内容を
知悉していた筈であり、それ故この公文書の原文を宰相に代つて起草したとき、下僚として自らの経験した會談について
出来るだけ事實に忠実に、政治的配慮を加えないで起草したものと想像されることはベルトラープのモルトケ宛て書翰の
場合と同様であろう。その通りなら、削除された字句を附け加えた「フランツ・ヨゼフ帝は陛下が同盟国の義務及び古く
からの友情に一致して如何なる状況においても忠実にオーストリア・ハンガリーの味方に立つてであろうということに當て
にし得るであろう」(傍点筆者)との文章はドイツ側の無条件的支持約束の意向の表明であるが故に、ドイツ側の主張そ
のものの唯一の第一次的文書が否定されることになり、それ故無条件的支持約束をあたえなかつたと主張する第一次文書
は存在しないものとなり、ドイツ側の主張の根拠は全くなくなつてしまふのである。

最後にオーストリア側の文書を取上げて見よう。それは外相ベルヒトールトがハンガリー首相テイッサに宛てた七月八
日附の私信⁽⁶⁹⁾である。それは次の通り述べられている、「チルシュキがたつた今、次の様なことを語つて私のもとを辞した
ばかりだ。即ち彼は先刻ベルリンからの一通の電文を受取つたが、そこにはベルリン政府はオーストリア・ハンガリー王
國がセルビアを攻撃することを期待していること、一撃をあたえることなしにこの機会を逃すのをドイツは理解できない
ことをウィーン政府に伝えるようドイツ皇帝がチルシュキに委任したと記されてあつた……。」

この私信はその信憑性に関して幾多のことが言われて来た。⁽⁷⁰⁾そして何よりその信憑性に疑惑を抱かせるのはこゝで言わ
れているベルリン政府からの電報が存在しないからである。しかしチルシュキとテイッサとの間柄が極めて良好で、テイ

ツサはしばしばチルシュキの社交界に頻繁に出入していたところからチルシュキのこの言明についてベルヒートルトがテ
イッサに虚偽を語つたとは考えられない。それ故この電報が何らかの形で存在しなければならず、この電報が何らかの形
で存在したとするならば、ドイツ側のウィーン政府への圧力を証明する一証拠となり得るであろう。

この何らかの形で存在すると考えられるベルリン政府からチルシュキ宛ての電報とは如何なるものであるか、それを考
えて見よう。チルシュキより宰相宛ての六月三〇日附の文書⁽⁷²⁾にても理解できる如く、ウィーン政府の対セルビア軍事行動
についてはチルシュキの見解は否定的であつた。しかし彼の対セルビア軍事行動慎重論は七月四日以後は放棄され、ウイ
ーンにおいて対セルビア軍事行動へとウィーン政府へ圧力をかける役割を彼が演じているのを我々は知つている。元来、
オーストリア・ハンガリーとセルビアとの間の問題に関しては彼が対セルビア戦争論者であつたことは、七月危機以前の
彼の本国政府への報告その他が示す如く⁽⁷⁴⁾であり、六月三〇日附の宰相宛ての彼の報告における、サライエヴォ事件直後の
彼の慎重論も、本国政府の方針がまだ明確でない段階における出先機関の事なかれ主義的な慎重論であつた⁽⁷⁵⁾であろうとは
容易に想像され得る。しかし何れにせよサライエヴォ事件直後の慎重論を彼をして放棄させたものが、この放棄に何らか
の原因が存在しなければならぬ。それは本国政府からの指令であつたか。そのような指令は残されていない。しかし彼
の六月三〇日附の本国政府への報告は、それに対する欄外の書込みにおいてヴィルヘルム二世の烈しい非難を蒙つたこと
は既述した。そしてヴィルヘルム二世のこの鋭い非難は当然何らかの形で彼に知らされたに違いない、どのような手段で
知らされたかは諸家によつてまちまちであるが⁽⁷⁶⁾。何れにせよチルシュキがヴィルヘルム二世により叱責されたとのニュー
スはベルリンの外交界においてかなり知られていたことは、オーストリア大使スチージェニの七月八日附の電報も示して
居り、又ロンドン駐在ドイツ大使もその回想録において述べている⁽⁷⁸⁾ところからも察知できる。

何らかの形でヴィルヘルム二世の非難が彼のもとにもたらされたことは、七月七日附のチルシュキより外相ヤーゴー宛

の文書⁽⁷⁹⁾からも推測できる。この文書は七月七日彼が外相ベルヒトールト、オーストリア首相シュトルク、ハンガリー首相テイッサらと会談し、その席上スチージェニよりの七月五、六日のベルリンでの独逸会談についての報告を聞いたときの模様を本国政府に知らせたものであるが、その文書において彼は、「スチージェニ伯の報告は閣下より私に送られた六日附の電報と全く一致しています……」と述べている。この六日附の電報とはベートマンより彼に送られた、再三、本論文で引用しているドイツ側の主張の第一次文書—D. D. 15.—以外は存在せず、そしてそれがスチージェニの五、六日の本国政府への会談内容の報告との喰い違いがそも／＼本論文の問題であつた。それ故スチージェニの報告と一致するドイツ側の文書は存在しないが、一致すると想像されるのは前記のヴィルヘルム二世によるチルシュキへの叱責の指令であり、それ以外は考えられない。

以上から七月八日附のベルヒトールトよりテイッサ宛ての私信の引用部分の内容が確認されたであらう。そして本論の論証過程を通じてベルリン政府のウィーン政府への圧力は示されたことになり、七月五、六日の独逸会談の内容を明らかにし得たと信ずる。

三、結 論

以上から一九一四年七月五、六日におけるベルリンでの独逸会談において、ドイツ政府首脳部がオーストリア・ハンガリー政府の派遣したホヨス委員会に対してあたえた支持約束が如何なるものであつたかは大略確認されたと思う。即ちそれはロシアの軍事介入の場合をも含む支持約束であつた、勿論だからと言つてこの時点においてドイツがロシアの軍事介入を近い将来において必然的なものと看做し、それと戦うのを明確に不可避と考えていたと断定するのは、以上の検討だけでは早急に過ぎよう。こゝで狙つたことは無条件的支持約束をドイツがなしたか否かの事実決定の問題であり、そこか

ら結論される答えはそのような約束をあたえたということであつた。そしてその約束はその時点におけるオーストリア・ハンガリーのおかれた立場とそれの取つた態度の故に、そのようなドイツの約束は圧力であつた。フィッシャーとリッターの「圧力」か「勧告」かの論争は以上の如き事実決定の場における検討から、「圧力」であると結論づけられる。この場合ドイツ政府が真にロシアとの戦争を決意していたと直ちに言うことはできない。約束することと決意することとは異なるからである。何れにせよこのドイツ政府の決意についての考察はなされねばならぬであろう。その場合本論文では暗示程度にとどめておいたドイツ政府の「紛争の局地化」の意図がこの決意との関連において重要視されねばならなくなるのではなからうか。⁽⁸⁰⁾ 又フィッシャーとリッターの七月危機をめぐる論争においてリッターの反論が具体的事実をめぐつて数多くなされていた最後通牒提出以後の独逸關係が、それとともに考察されねばならない。しかしこれらの問題に関しては何れ他日を期したい。

註

- (1) Fritz Fischer, *Griff nach der Weltmacht*. 1961, Droste Verlag.
- (1) ^a この論争の文献に関してはフィッシャー論争の主要な論文を蒐めた *Deutsche Kriegsziele 1914-1918* Hergsg. von E. W. Graf Lynar, Ullstein Bucher, 1964. (以下 Lynar と省略) の巻末に詳しむ。
- (2) この論争の背景に関しては「思想」一九六六年五月号三四頁一四二頁又は Lynar の序文を参照。
- (3) Fischer, *Griff nach der Weltmacht*. S. 15-55.
- (4) *Ibid.*, S. 56-99.
- (5) 思想、一九六六年五月号四〇頁
- (6) (7) Fischer, *Griff nach der Weltmacht*. S. 63.
- (8) Gerhard Ritter, *Eine Neue Kriegsschuldthese? in Lynar*, S. 134. この論文は *Zeitschrift für Geschichte* H. Z. 194, Juni, 1962 に掲載、後に Lynar, S. 121-144 に所収
- (9) Gerhard Ritter, *Staatskunst und Kriegshandwerk*. Bd. III. Oldenburg Verlag, 1964. (以下 S. u. K. と省略) S. 196.
- (10) Lynar, S. 134.
- (11) Ritter, S. u. K., Bd. II, S. 382, Anm. 17 に *オーストリア* はオーストリアの対セルビア宣戦布告をドイツの「圧

カ] (Druck) によるとのアルベルティーニーの主張に反論しているが、その場合「緊急の勧告」(dringenden Rat) という表現を用いている。

- (12) ヴィルヘルム二世はサライエヴォ事件の勃発した時既に北海への旅行に出発して居り(一九一四年六月一八日に出発)暗殺の報により急いでベルリンへ帰つたのが六月二九日、中断された旅行の継続へと出発したのが七月六日、ポツダムの宮殿へ帰つたのが七月二七日である。モルトケ、ヴァルダーゼーの両将軍もサライエヴォ事件の起つた時既に保養地でありモルトケがベルリンへ戻つたのは七月二六日、ヴァルダーゼーは七月二三日である。

(13) Lynar, S. 137.

(14) Lynar, S. 137, Anm. 21.

(15) Ibid., S. 134, Anm. 18.

(16) Lynar, S. 137.

(17) 思想、一九六六年五月号、四八頁

(18) フイッシャーは自らの方法に関し、多くの箇所において述べている。例えば Fritz Fischer, Kontinuität des Irrtums, Lynar, S. 102-103. Fischer, Weltpolitik, Weltmächtsstreben und Deutsche Kriegsziele, H. Z. Bd. 199, S. 269-270.

(19) 例えば Griff nach der Weltmacht S. 55 においてドイツの世界政策との関連における軍事上の勢力関係という動機

一九一四年の七月危機における独逸関係

づけが存する、「軍事上の勢力関係の発展という観点から、ドイツ政府は一九一四年の七月危機においてロシアをバルカンから駆逐するという外交上の成果のための好都合な機会を見た。」

(20) Lynar, S. 134, Anm. 18 において、リッターは次の如く述べている、「フイッシャーはドイツの外交が対セルビア最後通牒の厳しい内容がセルビアへの最後通牒手交以前、しかもかなり前に知らされ、一言一句そのままの内容を、その内容に反対して抗議できるだけの時間的余裕を以つて知らされていたとの点の指摘を極めて重要視する。私はこの指摘の個々の点には詳しく立入らないで、たゞ次のことを注目するだけにとどめたい、即ちこのような抗議が意味しているような、ドイツの政策の大激変が七月二十二日夜と七月二十三日午前六時の間に実行され得るとフイッシャーが信じていたなら、フイッシャーは外務省、帝国宰相及びヴィルヘルム二世との間の事務処理の進行状況を甚しく誤認するものであらうということを。宰相はホーエンフィーノウ(宰相の田舎の別邸)に居り、ヴィルヘルム二世は北海を航海中の船ホーエンツォルレン号上にいたのだ。」しかし最後通牒の内容は既に七月二二日以前に最後通牒の内容をその作成過程において逐一知らされていた。最後通牒手交の一日前に知らされていたことだけをフイッシャーは主張しているのではない。それ故リッターのこの反論は全く説得力がない。

- (21) L. Albertini, *The Origins of the War of 1914*. 1965, Oxford U. P., Vol. II, p. 254-259.
- (22) *Die Deutschen Dokumente zum Kriegsausbruch 1914*. Herausg. von Graf Max Montgelas und Prof. Walter Schäcking. 1927. (D. D. ㄱ略) Nr. 31.
- (23) D. D., Nr. 33. od. Julikrise und Kriegsausbruch 1914, Bearbei. und eingeleit. von Immanuel Geiss, 1963. (ㄱ J. u. K. ㄱ略) Nr. 71.
- (24) 七月五、六日における独逸会談についてのドイツ側の公文書は勸告という形式をとっている。例えば D. D. Nr. 15 において「皇帝陛下はオーストリア・ハンガリーとセルビア間の懸案に関しては当然のことながら何の立場も取られなかつた、何故ならそれは陛下の権限外の事項だからである……。」と述べている。
- (24) a 本論(一)において詳述する。
- (25) H・ヘルツフェルトの反論には次の二篇の論文がある。
Hans Herzfeld, *Zur deutschen Politik im Ersten Weltkriege* H. Z. Bd. 191, 1 Heft, H. Herzfeld, *Die deutsche Kriegspolitik in Ersten Weltkriege* V. f. Z., 11 Jg., 1963, 3 Heft Juli.
- この場合の引用は後者の S. 230. しかしヘルツフェルトは世界大戦勃発に対する歴史的責任の大部分をドイツが担わねばならぬことを承認している (V. f. Z. 11 Jg., S. 230-231)
- 故、七月危機におけるドイツの責任を承認しているようにも受けとれる。しかし「戦争勃発の危機におけるドイツの政策についてのフィッシャーの著書のテーゼは殆んど説得力がない」(V.f.Z., S.230) とも述べて居り明確ではなし。
- (25) a Lynar, S. 133.
- (26) リッターはこの異論を Lynar, S. 138 及び同頁の Anm. 21. において述べている。この点についてはフィッシャーの叙述箇所 (Griff und der Weltmacht, S. 61) には註を欠いて居り、出典が不明確である。
- (27) Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, S. 60, Anm. 7.
- (28) *Ibid.*, S. 61, Anm. 11.
- (29) *Ibid.*, S. 61.
- (30) リッターがフィッシャーの論証を事実決定の問題として反論しているこの箇所は、ロシアが軍事介入して来た場合のドイツ側の軍事援助を具体的に示すものとしてフィッシャーが論証している箇所である。そしてかような諒解をツインマンからあたえられたホヨスが七月七日のオーストリア・ハンガリー連合閣議の席上でドイツ側の無条件援助約束を報告したのである。その約束とは「オーストリアのセルビアに対する攻撃—それをホヨスは、ドイツがオーストリアになすようにと勧告したと報告している—が大戦争へ導くとしても、ドイツはオーストリアを擁護するであろう」 (Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, S. 62) というものであった。

- (31) 註(24)^a
- (32) Griff nach der Weltmacht, S. 57-58.
- (33) Conrad von Hötzenndorf, Aus meiner Dienstzeit 1906-1918, 1928, Bd., IV (以下 Conrad 以下) S. 33, od. J. u. K., Nr. 2, S. 58.
- (34) Conrad, IV, S. 34. J. u. K., Nr. 5, S. 60.
- (35) Österreich-Ungarns Aussenpolitik in der Bosnischen Krise 1908 bis zum Kriegsausbruch 1914, 8 Vol. Wien, 1930. (以下 Ö. D. 以下) Nr. 9978. J. u. K., Nr. 8.
- (36) Albertini, Vol. II, p. 125.
- (37) Ö. D., Nr. 9978.
- (38) Albertini, II p. 133
- (38)^a Ö. D., Nr. 9984, od. J. u. K., Nr. 9. 以下の頁を讀む。D. D., Nr. 14 以下。
- (39) Albertini, Vol. II, p. 128.
- (40) Ibid., p. 135.
- (41) Theobald von Bethmann-Hollweg, Betrachtungen zum Weltkriege, 2 Vol. 1919-1922. Vol. I., S. 134, S. 136.
- (42) D. D., Nr. 15, od. J. u. K., Nr. 34.
- (43) D. D., Nr. 16, od. J. u. K., Nr. 35.
- (44) Ö. D., Nr., 10058. od. J. u. K., Nr. 21.
- (45) Ö. D., Nr., 10076. od. J. u. K., Nr. 27.
- (46) D. D., Nr., 15, od. J. u. K., Nr. 34.
- (47) Bethmann, I., S. 134, 136.
- (48) Ö. D., Nr. 10058, od. J. u. K., Nr. 21.
- (49) Ö. D., Nr. 10076, od. J. u. K., Nr. 27.
- (50) ヴァンネルマン二世の回想録 Wilhelm II, Ereignisse und Gestalten 1878-1918, 1922, S. 209-210 以下。ホーストリーと皇太子の葬儀に参加しなかつた理由、北海旅行の継続は宰相と外相の勧めによるものであつて、自分はこの旅行を中断してベルリンにとゞまる決心をしたこと等々を述べているが、七月五日のオーストリア大使との会談については何も述べていない。
- (51) D. D., Nr. 7. od. J. u. K., Nr. 3.
- (52) Georg A von Müller, Regierte der Kaiser? 1959, S. 31. この著者のカラーはヴァンネルマン二世の側近である。この書は彼の戦時中の日記、記録、書翰を蒐めたもの。
- (53) D. D., S. 12.
- (54) J. u. K., S. 79.
- (55) Ö. D., Nr. 10058, Nr. 10076.
- (55)^a D. D., S. XII, od. J. u. K., Nr. 23a.
- (56) D. D., S. XI, od. J. u. K., Nr. 23 b.
- (57) D. D., S. XXI, od. J. u. K., Nr. 24b.
- (58) Deutsche Gesandtschaftsberichte zum Kriegsausbruch 1914, herausg. von August Bach, 1937. (以下

- Bach, 〔密〕 S. 14, od. J. u. K., Nr. 24.
- (65) Bach, S. 14, od. J. u. K., Nr. 33.
- (66) Bach, S. 14, od. J. u. K., Nr. 24a.
- (67) D. D., S. XXI, この証言は一九一九年一月八日附、外務省宛書翰にちなわれしる。
- (68) Bach, S. 14.
- (69) D. D., Nr. 15, od. J. u. K., Nr. 34.
- (70) D. D., Nr. 36, od. J. u. K., Nr. 43.
- (71) D. D., Nr. 36, Amn. 1. od. J. u. K., Nr. 43, Amn. 2.
- (72) J. u. K., Nr. 43, Amn. 2.
- (73) 「紛争の局地化」が七月危機におけるドイツの外交方針として明確に打出されてくるのは、対セルビア最後通牒提出後の新局面を迎えた外交状況においてである。そしてこの方針がドイツ政府の文書において表明されたのは、これが最も早いものである。
- (74) D. D., Nr. 15, Amn. 1, 5, S. 32.
- (75) Ö. D., Nr. 10145, od. J. u. K., Nr. 50.
- (76) Albertini, II, p. 151, od. J. u. K., S. 50 Amn. 1.
- (77) Albertini, II, p. 151.
- (78) D. D., Nr. 7.
- (79) Ö. D., 100 38, od. J. u. K., Nr. 19.
- (80) J. u. K. S. 120, Amn. 4, 5. Albertini, II, p. 153.
- (81) J. u. K., S. 121.
- (82) P. Renouvin 〔註〕 The Immediate Origins of the War. Yale U. P., 1928, p. 67-71 に於いて外務省高官の手紙によつてチルシキに知られただつてと推定し Eugen Fischer 〔註〕 Die kritischen 39 Tage von Sarajevo bis zum Weltbrand. Berlin, 1928, S. 63-64 に於いて電話によつて推定し I. Geiss 〔註〕 J. u. K., S. 79 に於いて電話によることと看做してしる。
- (83) Ö. D., Nr. 10127.
- (84) Prince Max Lichnowski, Heading for the Abyss, London, 1928, p. 72.
- (85) D. D., Nr. 18, od. J. u. K. Nr. 42.
- (86) この意味において重要なのは外相ヤーゴーが駐英ドイツ大使リヒノウスキに宛てた一九一四年七月一八日附の書翰である。